を「六月に支給する場合においては百分の三十三」に改め、「百分の四十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の三十八（特定管理職員にあつては、百分の四十五）」を加え、同号ハ中「百分の三十三」を「六月に支給する場合においては百分の三十三」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―四〇の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四五

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「百分の十五」を「百分の十五・五」に、「百分の十」を「百分の十・五」に改める。

附則第四条中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表百分の十八の項中「百分の十八」を「百分の十八・五」に改め、同項の次に次のように加える。

百分の十五・五	茨城県のうち　取手市 埼玉県のうち　和光市 千葉県のうち　印西市 東京都のうち　武蔵野市　町田市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市 神奈川県のうち　厚木市 大阪府のうち　大阪市　守口市

附則別表百分の十五の項を次のように改める。

百分の十五	茨城県のうち　つくば市 千葉県のうち　成田市　袖ケ浦市 東京都のうち　調布市　小平市　日野市　国立市　福生市　稲城市　西東京市 神奈川県のうち　横浜市　川崎市　鎌倉市

	愛知県のうち　刈谷市　豊田市 大阪府のうち　門真市 兵庫県のうち　芦屋市

附則別表百分の十五の項の次に次のように加える。

百分の十四	埼玉県のうち　さいたま市　志木市 東京都のうち　八王子市　府中市 愛知県のうち　名古屋市 大阪府のうち　高槻市 兵庫県のうち　西宮市　宝塚市

附則別表百分の十三の項を次のように改める。

百分の十三	茨城県のうち　守谷市 千葉県のうち　千葉市 東京都のうち　青梅市　東村山市 愛知県のうち　豊明市 大阪府のうち　池田市　大東市

附則別表百分の十一の項から百分の七の項までを次のように改める。

百分の十・五	神奈川県のうち　相模原市　藤沢市 三重県のうち　鈴鹿市 大阪府のうち　豊中市 兵庫県のうち　神戸市